



令和6年度JOGMEC金属資源セミナー

責任ある鉱物調達の変向

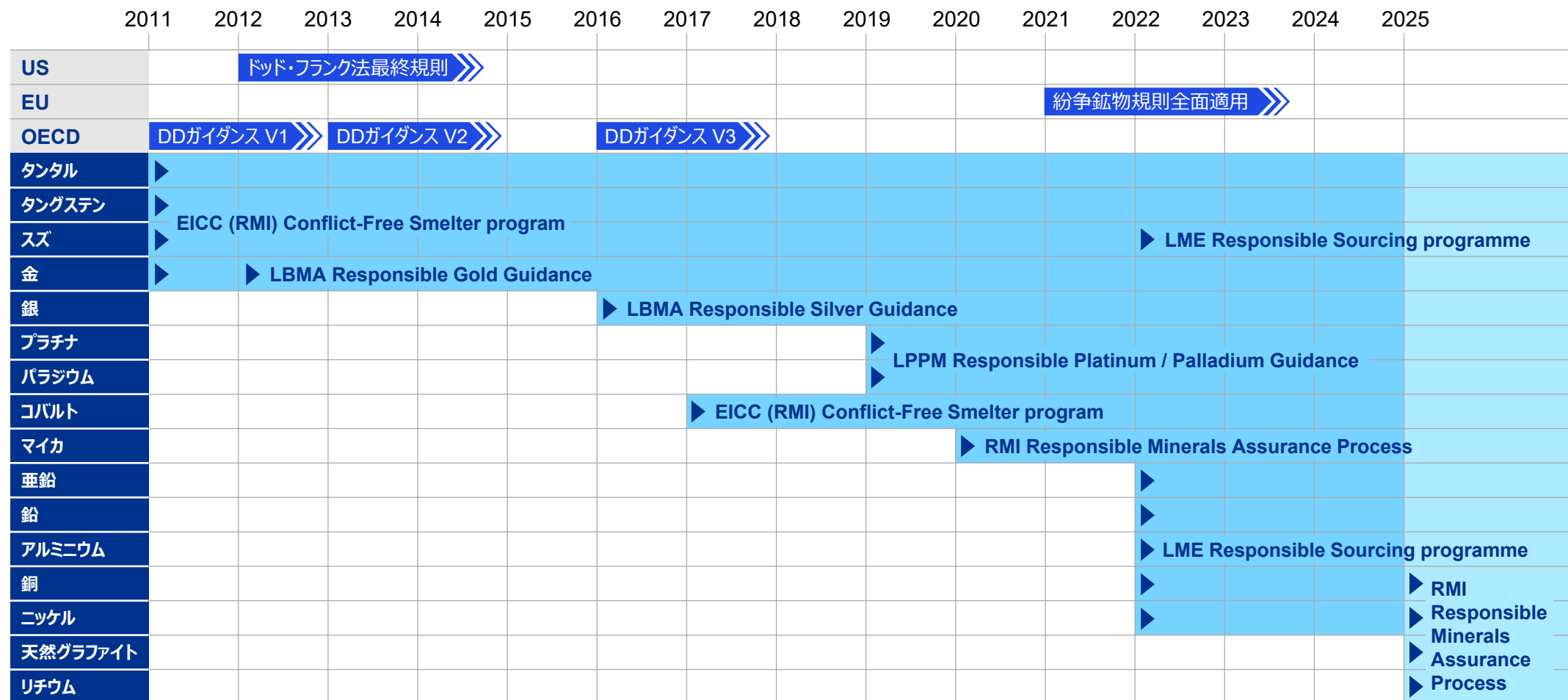
— 製錬・精錬会社が
適用を受ける規則の観点から

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

代表取締役 齋藤 和彦

—
2024年12月10日

責任ある鉱物調達の対象鉱物の拡大

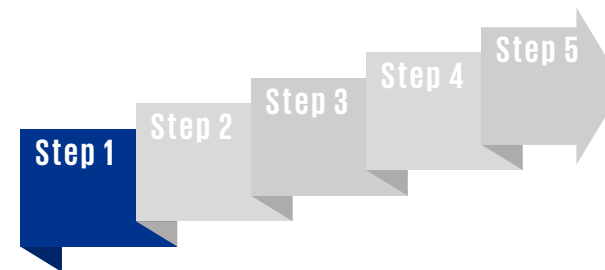


OECDの5ステップフレームワーク



Step 1

強固な企業の マネジメントシステムを構築する (1/2)



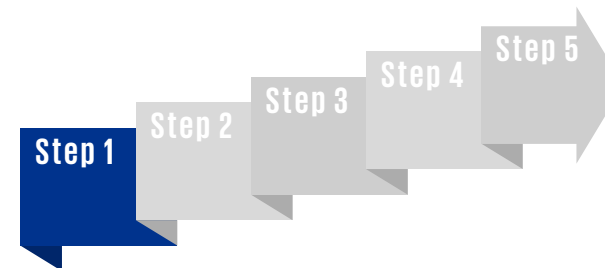
OECDガイダンスAnnex II リスクを含む、責任ある鉱物サプライチェーン方針を策定する

OECD Annex II リスク

- 鉱物の採掘、輸送および輸出に関連して重大な侵害
- 非政府武装集団に対する直接的または間接的支援
- 公的または民間の保安隊に対する直接的または間接的支援
- 贈収賄および鉱物原産地の詐称
- 資金洗浄
- 政府への税金、手数料、採掘権料の支払い

Step 1

強固な企業の マネジメントシステムを構築する (2/2)



サプライチェーンデューデリジェンスを実施するためのマネジメント体制を確立する

マネジメントシステムの実施、維持、継続的改善のために必要なリソースを決定し、必要な専門知識や力量を定義し、それを確保するために必要なトレーニングを実施する

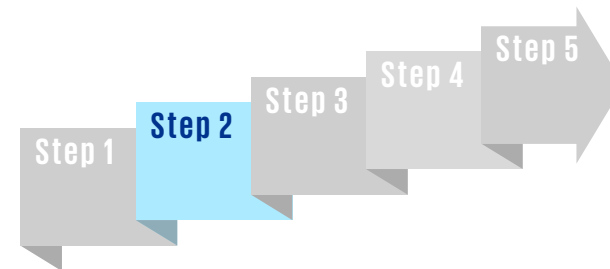
苦情処理メカニズムを導入し、運用する

鉱物サプライチェーンに属するサプライヤーを特定し、デューデリジェンスを実施するために必要な情報を収集し、デューデリジェンスに関連する記録を保持するためのシステムを構築し、運用する

サプライヤーに対してサプライチェーン方針を伝達し、同意を得る

Step 2

サプライチェーンにおける リスクを特定し評価する



適切な情報源を用い、紛争・高リスク地域（Conflict-Affected and High-Risk Areas: CAHRAs）を特定する

取引関係を開始する前に、KYC質問書などを用いてサプライヤーに関する情報を収集し、原料の原産国および通過する国を特定した上で、CAHRAsに該当しているかどうかを調査したうえで、「原料」、「ロケーション」、「サプライヤー」の観点から、潜在的なリスクを特定するための評価（レッドフラグ評価）を実施する

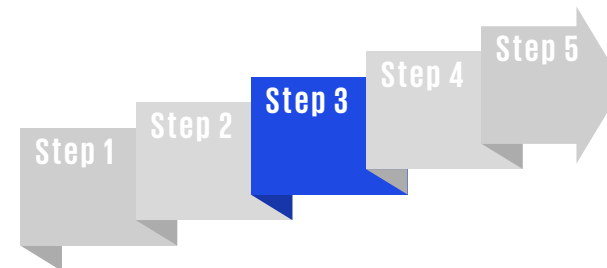
高リスク（レッドフラグ）が特定された場合、現地調査をはじめとする追加調査（Enhanced Due Diligence）を実施する

リスクを最終決定し、取引関係の開始の可否を決定する

取引を行いながら、受け入れた原料などについてモニタリングを行う

Step 3

特定されたリスクに対処するための戦略を策定し、実施する



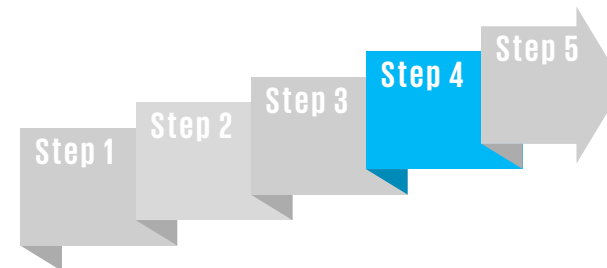
特定されたリスクに対するリスク管理戦略

（特定されたリスクに応じ、例えば、取引関係を停止する、取引関係を一時停止する、サプライヤーが改善計画を実施することを前提に関係を継続する）を策定し、実施する

サプライヤーが改善計画を実施することを前提に関係を継続すると決定した場合、改善計画が効果的に実施されているかどうか、評価を行う

Step 4

製錬・精錬会社の デューデリジェンス実施に対して 独立した第三者監査を受ける

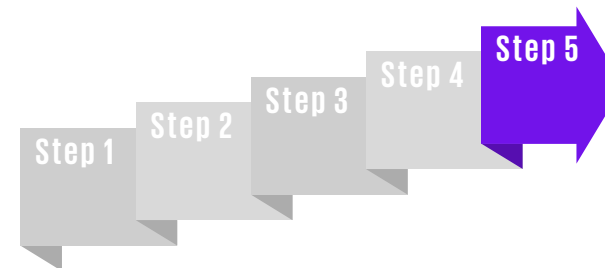


特定の期間において実施したデューデリジェンスに対して、独立した監査人から第三者監査を受ける

例えば、LBMA/LPPMの場合、
製錬・精錬会社が作成する年次の「コンプライアンスレポート」（「Step 5」レポート）と
「原産国（Country of Origin）Annex」（非公開）に対して、
ISAE3000に準拠した保証業務を行う形で、監査が行われる

Step 5

サプライチェーンデューデリジェンス について年次報告を行う



特定の期間において実施したデューデリジェンスについて、年次報告を行う

対象となるリスクの拡大

その他のリスク

ESGリスク

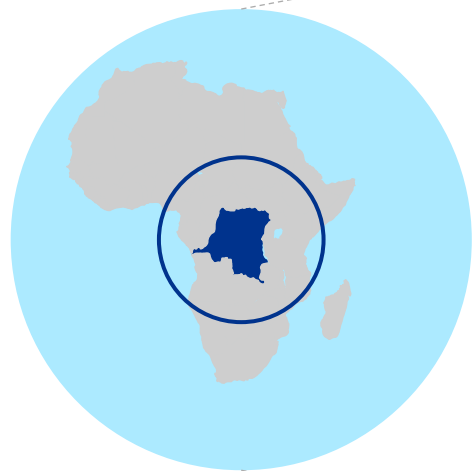
OECD Annex II リスク

- 鉱物の採掘、輸送および輸出に関連して重大な侵害
- 非政府武装集団に対する直接的または間接的支援
- 公的または民間の保安隊に対する直接的または間接的支援
- 贈収賄および鉱物原産地の詐称
- 資金洗浄
- 政府への税金、手数料、採掘権料の支払い

紛争鉱物リスク

対象となる地域の拡大

コンゴ民主共和国
+ 周辺国



CAHRAS

製錬・精錬会社が

適切な情報源

を用いて特定した、
紛争・高リスク地域

LBMAは、最低限、以下を情報源に含めることを求めている。

- 米国、英国、EU、国連およびその他関連する国の制裁リスト
- ドッドフランク法第1502条
- EU CAHRA list
- ハイデルベルグバロメーター
- Fragile States Index
- 国連人権高等弁務官事務所
- FATFのレポート
- 高リスク地域に関して信頼できるマーケットインテリジェンス

要求事項の拡大

LBMAの場合...

方針とリスク特定・評価
におけるESGリスクの考慮

現金取引の制限

担当者に対する
トレーニングの
有効性の確認

取締役会レベルの監督

実質的支配者（UBO）の
定義の拡大、UBOの特定と
本人性・実在性の確認

中間精製会社に対する
より厳しい
デューデリジエンス

コンプライアンス
レポートでの
報告事項の拡大



今後は...？





KPMGあずさサステナビリティ株式会社

代表取締役

齋藤 和彦

E: kazuhiko.saito@jp.kpmg.com



ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public